

立川市公契約条例適用特約約款

(用語の定義)

第1条 この特約約款において掲げる用語の定義は、立川市公契約条例（令和7年立川市条例第49号。以下「条例」という。）及び立川市公契約条例施行規則（令和7年立川市規則第93号。以下「規則」という。）の例による。

(特定労働者等の賃金等)

第2条 特定公契約の特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等に対し、立川市長（以下「市長」という。）が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

(労働条件の市長への報告)

第3条 特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を市長が指定する日までに報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第4条 特定受注者は、次の各号に掲げる事項を特定公契約に係る業務を行う場所の見やすい箇所に掲示し、又は備え付け、及び特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この条例が適用される特定労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 特定受注者の連帯責任
- (4) 条例第9条の規定により特定労働者等が申出をする場合の連絡先
- (5) 特定受注者及び特定受注関係者は、条例第9条の規定による申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 特定受注者及び特定受注関係者は、条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(特定受注者の連帯責任)

第6条 特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならない。

(報告の請求等及び立入調査)

第7条 市長は、条例第9条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他

の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 特定受注者及び特定受注関係者は、条例第 11 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならない。
- 4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 特定受注者は、前項の規定による措置命令があったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除等)

第 9 条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、当該特定公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。

- (1) 特定受注者又は特定受注関係者が条例第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
- (2) 特定受注者が条例第 12 条第 1 項の規定による命令に違反した場合
- (3) 特定受注者が条例第 12 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(損害賠償)

第 10 条 特定受注者は、市長が前条の規定により特定公契約の解除等をした場合において、それによって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により特定公契約の解除等をした場合は、特定受注者から違約金を徴収することができる。この場合において、別に添付する約款の規定を準用する。

(特定受注者と特定受注関係者との契約)

第 12 条 特定受注者は、特定受注関係者と契約を締結するときは、特定受注関係者においても、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、定めなければならないこと。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 13 条 市長又は特定受注者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。